

第7回産業福祉常任委員会会議録

平成28年6月13日（月）

開 会 午前11時25分

閉 会 午後 3時20分

○会議に付した事件

1. 町からの協議・報告事項について

●焼酎事業所

①平成27年度焼酎事業実績について

●町民課

①平成27年度一般会計補正予算（町民課所管分）専決処分

②平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）専決処分

③平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）専決処分

④平成28年度一般会計補正予算（町民課所管分）

⑤平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

⑥国民健康保険事業広域化に伴うスケジュールについて

●産業建設課

①平成27年度清里町一般会計補正予算（産業建設課所管分）専決処分

②農業関連事業の実績について

●保健福祉課

①平成27年度一般会計補正予算（保健福祉課所管分）専決処分

②平成28年度一般会計補正予算（保健福祉課所管分）

③清里町臨時福祉給付金支給事業実施要綱（案）について

④清里町年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱（案）について

⑤小清水赤十字病院透析バスについて

⑥「介護老人保健施設きよさと」の医師（管理者）について

⑦平成27年度「介護老人保健施設きよさと」の運営状況について

⑧ケアハウス建設工事基本設計について

⑨診療所の光熱水費等の減免について

2. 意見書の検討について

①平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

3. 次回委員会の開催について

4. その他

○出席委員（7名）

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 委員長 | 前 中 康 男 | 副委員長 | 池 下 昇 |
| 委員 | 村 島 健 二 | 委員 | 加 藤 健 次 |
| 委員 | 河 口 高 | 委員 | 堀 川 哲 男 |
| 委員 | 伊 藤 忠 之 | ※議長 | 田 中 誠 |

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------|-------|------------|-------|
| ■焼酎醸造所長 | 二瓶 正規 | ■焼酎醸造所主査 | 北川 実 |
| ■町民課長 | 河合 雄司 | ■税務収納G主幹 | 清水 俊行 |
| ■町民生活G総括主査 | 樫村 亨子 | ■町民生活G主査 | 藤森 宏樹 |
| ■税務収納G主査 | 土井 泰宣 | | |
| ■産業建設課長 | 藤代 弘輝 | ■産業振興G主幹 | 永野 宏 |
| ■保健福祉課長 | 蘭部 充 | ■保健G主幹 | 進藤 和久 |
| ■福祉介護G総括主査 | 阿部 真也 | ■子ども子育てG主査 | 佐々木順子 |

○職務のため出席した者の職氏名

| | |
|------|---------|
| 事務局長 | 小 貴 信 宏 |
| 主 査 | 寺 岡 輝 美 |

●開会の宣告

○前中委員長

第7回産業福祉常任委員会を開催いたします。

○前中委員長

大きな1、町からの協議報告事項についてあがっております。まずはじめに、焼酎醸造所から1点、平成27年度焼酎事業実績について御説明がございます。担当所長。

○焼酎醸造所長

それでは焼酎関連の事業報告ということで、1点報告させていただきます。今回、27年度の焼酎事業の実績についてということで担当より説明させていただきますので、よろしくお願いします。

○前中委員長

はい、担当。

○焼酎醸造所主査

それではご説明いたします。平成27年度焼酎事業実績及び決算についてですが、まずは焼酎事業の実績からご説明いたします。

1ページ目、平成27年度焼酎事業実績をお開きください。上段の表こちら、製造数量内訳であります。平成27年度は前年度と同じくじゃがいものみで14回の仕込みを行っております。製造数量は2万6千889リットル、26キロ程度でありまして製造予定数量25キロリットルより、多少多く製造が完了しております。なお、この仕込みの他に、新品種のジャガイモによる少量の試験醸造も行っております。

下段の表をご覧ください。販売結果の集計でございます。それぞれ度数ごと、種類ごとの商品で集計しております。まず、一番下の合計欄をご覧ください。平成27年度は9千451万5千500円で前年より2千840万4千22円の増、前年対比1.42倍の伸びとなっております。平成26年度よりリニューアルを行いましてから、ラインナップを絞ったため、全体的に伸びがあった中で、25度樽貯蔵商品の方が約1千500万円の増となっており、こちらが前年対比1.5倍の伸びとなっております。

詳細につきましては次のページをご覧ください。2ページの製品販売実績をご覧ください。先程も申し上げましたとおり、全体で前年比1.42倍の伸びとなっております。特に北海道清里樽中段25%の合計の2つぐらい上なんですけど、こちらの方が金額ベースで全体の41%を占めております。販売本数4万1千593本3千553万8千763円の売り上げを上げております。容量、お酒の量にいたしまして、29キロリットルの方がこちら樽の占める割合となっております。その他12%のシェアを占めているのが北海道清里、14%弱となっておりますのが北海道清里原酒。この3商品で全体の3分の2強、67%を占めております。なお平成27年度の全体販売数量につきましては、25度換算ベースで65キロリットル強となっております。以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただ今27年度焼酎事業実績についての説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思いません。何がございませんか。はい、加藤委員。

○加藤委員

27年度に売れたキロ数が65キロ。それで27年度につくったのが26キロなんで、在庫を使ったのが約40キロであるわけですが、27年度末で在庫量としてどれだけ残っているのか。25キロ換算で提示があったので、25キロ換算でどれだけの在庫量があるのか。

○前中委員長

はい所長。

○焼酎醸造所長

27年度の末現在、3月31日現在の在庫量としては314キロリットルとなっております。

○加藤委員

314キロリットルあって、このうち樽として出せることが可能であろう28年度分はどれだけの在庫量があるんですか。

○前中委員長

はい所長。

○焼酎醸造所長

すいません。今樽の在庫の資料手元に持って来ておりませんので後程報告させていただきます。

○前中委員長

後程報告願います。はい加藤委員。

○加藤委員

焼酎事業27年度の事業報告の実績も非常に大切なんですけど、28年度に向けて、販売計画。増進がものすごく行われている中で、私が心配しているのは、量的な部分での販売が可能になっていくんだらうか。この辺のいろんな形の部分で、販売と製造とその量を生産していくという中で、この5か年間で掲げられている整備計画との兼ね合いの中から、これちょっと待ったということがないように、十分に検討されて前へ進んでいただきたいと思います。

○前中委員長

はい所長。

○焼酎事業所長

ただいま御指摘の部分、28年度40キロの製造という形、そして計画といたしましては65キロの販売という形で考えております。ここでも25キロほどの減という形になってきております。樽の部分につきまして今まで以上の売上が伸びているという部分もございます。今年の予算の中で新しい樽の購入ということで、40本の樽の購入。一般会計からの繰入れのところで予算を設定していただいた部分でございます。この部分につきまして本日新しい樽が届きましたので早速、これから仕込みの方に入っていきたいというふうに思っております。

○前中委員長

他に何かございませんか。よろしいですか。いいですか。これで終わります。

○前中委員長

できる中で町民課の案件も進めたいと思います。12時までにはやります。それでは町民課から6点ほど提案がございます。

まず初めに平成27年度一般会計補正予算町民課所管分専決処分案についてご説明願います。

○町民課長

それでは、町民課からの協議報告6件につきまして、私の方からまず最初に概要の方を説明させていただきます。

1点目から3点目につきましては、平成27年度予算に関する補正予算の専決処分についてでございます。

1点目につきましては一般会計の町民課所管分についてございまして、歳入予算の調整と特別会計への繰出金となっております。

2点目につきましては、国民健康保険事業特別会計について、医療費等の確定に伴い、事業費の整理を行い不足分について一般会計からの繰り入れ等により賄うものでございます。

3点目につきましては、後期高齢者医療特別会計について納付金等の確定に伴いまして事業費の整理を行った結果、一般会計に返還するものでございます。以上3件の補正予算につきましては3月31日付けで専決処分とさせていただきますので6月定例会議会におきまして承認を求めることになってまいります。

4点目につきましては、平成28年度一般会計補正予算町民課所管分についてでありまして、税使料の徴収一元化に伴いまして徴収システムの改修を行うための委託料の増額となっております。

5点目につきましては、平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算についてでありまして、平成30年度に実施される国民健康保険の都道府県化これを広域化といっておりますが、広域化に伴いまして、保険料算定に必要な情報を北海道に提供するためのシステムを改修するための委託料の増額となっております。

6点目につきましては、国民健康保険事業の広域化に伴うスケジュールについて、お知らせしてまいります。

詳細につきましては担当よりご説明させていただきますが1点目から3点目の補正予算につきましては関連がございますので一括説明させていただきます。それでは1点目、一般会計補正予算よりご説明申し上げます。

○前中委員長

担当。

○税務・収納G主幹

資料1ページをご覧ください。税務収納グループ分についてご説明いたします。

歳入で1款町税、3項軽自動車税1目軽自動車税、2節滞納繰越分軽自動車税につきにつきましては滞納がありましたので1千円予算を計上しておりましたが、納税の実績がなかったため、減額いたします。以上です。

○町民生活G総括主査

続いて、町民グループ戸籍年金担当の専決処分概要についてご説明いたします。

13款国庫支出金、3項国庫委託金、1目民生費国庫委託金、1節社会福祉費国庫委託金につきましては、国民年金事務費委託金の確定に伴う減額で、国民年金事務費に係る経費基本額減により、交付金額が11万1千円減額となるものです。国民年金事務費委託金につきましては、予算額193万円から11万1千円減となり、181万9千円となります。以上です。

○前中委員長

はいどうぞ。

○町民生活G主査

次に14款道支出金、2款道補助金、2目衛生費道補助金、1節保健衛生費道補助金について、各事業の実績により補助金の補助金額の確定に伴う減額補正であります。重度心身医療心身障害者医療費補助金において19万2千円、事務費補助金5万3千円の減額、ひとり親家庭医療費補助金において6万6千円、事務費補助金9千円の減額、乳幼児医療事務費補助金において9千円の減額となり、総額32万9千円を減額補正でするものであります。

続きまして歳出です。4款の衛生費、保健衛生費、各種医療対策費繰出金について事業実績に伴う減額補正となっております。

国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては保険基盤安定繰出金1千円、財政安定化支援事業繰出金140万7千円、出産育児一時金の84万円の減及びその他一般会計繰出金分の936万6千円の増、合計711万8千円の増額補正となっております。後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、事業費の精算分による142万2千円の減額補正です。なおこれら繰出金の減額補正につきましては、特別会計歳入の繰入金で同額の減額されておりますので、詳細につきましては後ほど特別会計の方から説明いたします。

以上で一般会計補正予算についての説明を終わります。

○前中委員長

ただ今27年度一般会計補正予算の説明がございました。委員の方より質問受けたいと思いますけれどもよろしいですか。はいそれでは続きまして、平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分。はい担当。

○町民生活G主査

続きまして資料の2ページをご覧ください。平成27年度の国民健康保険事業特別会計補正予算専決処分の概要でございます。歳入の款から説明させていただきたいと思っております。1款ですけれども、国民健康保険税につきましては、補正額17万6千円の減額ということでございます。現在までの国民健康保険税の収入状況から鑑みましての減額補正でございます。次に2款使用料及び手数料につきましては、補正額4千円の減額、それから3款国庫支出金でございます。補正額2千662万5千円の減額でございますが、歳出でもこののち説明させていただきますけれども、医療費等の給付の状況によりまして収入する国庫負担金等の額が確定したことによりまして減額補正を行うということでございます。内容につきましては給付費等の負担金に対して減が生じているところでございます。

4款の療養費療養給付費交付金でございます。こちらにつきましては672万5千円の減額ということでございます。こちらも現年度分につきまして、給付関係の確定に伴います収入の調整ということでございます。

6款の道支出金でございます。1千662万7千円の減額ということでございます。財政調整交付金が主たる収入関係でございますけれども、普通調整交付金並びに特別調整交付金の収入が確定したことによりまして減額でございます。

次に7款の共同事業交付金でございます。こちらにつきましては1千704万1千円の増額ござ

います。高額医療費及び療養給付費の実績により増額でございます。

9款の繰入金でございます。補正額が711万8千円の増額でございます。内容としましては、保険基盤安定繰入金の1千円の減額、財政安定化支援事業の実績によります140万7千円の減額、出産育児一時金の繰入金の実績によります84万円の減、それから事業の精査によりますその他一般会計繰入金としまして936万6千円の増額であります。

11款の諸収入でございます。11万2千円の増ということでございます。こちらにつきましては収入が確定し、延滞金それから預金利子雑入等々によりまして、増額を補正するものでございます。補正額の収入の総額が2千588万6千円の減額という形になってございます。

次の3ページの歳出に参ります。歳出につきましては、それぞれの給付関係各事業事務等の精査によりまして減額補正を行っているものでございます。

1款総務費103万円の減額でございます。一般管理それから運営協議会費等の実績に基づく減額でございます。

2款の保険給付費2千103万5千円の減額でございます。内容の方はご覧いただければと思いますが、それぞれの3月までの保険給付の状況による実績額で減額をさせていただいているところでございます。

続きまして、3款後期高齢者支援金、4款の前期高齢者納付金、5款の老人保険拠出金、7款の共同事業拠出金につきましては事業確定による減額であります。

8款の保健事業費特定検査特定健康診査関係は既に事業が完了してございます。またそれらに伴います事務費関係を精査いたしまして35万2千円の減額をさせていただきます。

10款の公債費でございます。こちらは特別会計の資金繰りで用います公債費の利子関係でございますが、本年度につきましては利子関係の歳出がございませんでしたので全額19万8千円の減額を行います。

11款諸支出金でございます。保険税の還付金等の実績通知によりまして3万5千円の実績を行うものでございます。総計で2千588万6千円の減額を行いまして、現計予算から、補正後の予算で8億7千373万7千円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○前中委員長

はい。ただ今平成27年度国民健康保険特別会計補正予算専決処分についての御説明がございました。委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。

なければ③、平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）専決処分の説明をいただくのですけどもこれをもって説明が終わって質疑終わった後に昼食としたいと思いますので、その旨担当課の方説明のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活G主査

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の概要でございます。資料の4ページをご覧ください。

歳入の款から説明させていただきたいと思います。1款ですけれども後期高齢者医療保険料こちらにつきましては、補正額は75万7千円の増額ということでございます。現在までの後期高齢者医療保険料の収入状況から鑑みまして増額を補正してございます。次に、4款繰入金でございます。補正額

は142万2千円の減額でございます。内容としましては事業の精査により、一般会計繰入金事務費繰入金を142万2千円の減額でございます。6款諸支出金でございます。保険料の還付金等の実績によりまして5万2千円の減額を行うというものでございます。補正額の収入の総額が71万7千円の減額という形になってございます。

下段の歳出に参ります。歳出につきましては、それぞれの納付金関係各事業事務費等の精査によりまして減額措置を行っているものでございます。1款総務費15万円の減額でございます。一般管理費それから徴収費の実績に基づく減額でございます。2款の後期高齢者医療広域連合納付金51万6千円の減額であります。保険料の確定に伴いまして、納付した分、それから後期高齢者医療広域連合の方に納付する額の実績に基づきまして11万9千円の減額を行ってございます。事務費負担金といたしまして39万7千円の減額でございます。3款諸支出金につきましても還付加算金等の実績によりまして5万1千円を減額するものでございます。総計で71万7千円の減額を行いまして、現計予算から補正後の予算で6千575万7千円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただいま平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算第3号専決処分の説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。よろしいですか。

以上専決処分3件について終了いたしました。午後からは1時開催ということで執り行います。休憩したいと思います。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○前中委員長

それでは休会を解きます。④平成28年度一般会計補正予算町民課所管分から説明願います。

○税務・収納G主幹

5ページをご覧ください。税務収納グループ分についてご説明いたします。平成28年度一般会計の補正予算案で、歳出2款総務費、5項徴税費、1目徴税費徴収システム改修事業です。この補正は、税・住宅使用料・上下水道使用料及び介護保険料の訪問徴収の一元化に対応するため税、公住システムに上下水道システム及び介護システムから滞納情報を集約するためのシステム改修で106万4千円増の増額の補正をするものでございます。

以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただ今平成28年度一般会計補正予算町民課所管分の説明がございました。何か御質問ありますか。よろしいですか。

引き続きまして、⑤平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について説明願います。はい主査。

○町民生活G主査

続きまして6ページをご覧くださいと思います。平成28年度の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。平成30年度の国民健康保険の都道府県化、広域化に向けて北海道が国保事業納付金算定に必要なデータを作成するための清里町の現行システム改修に必要な経費を補正するものでございます。

歳出を先に説明させていただきます。1款総務費システム改修委託料としまして148万円を増額し、補正後の総務費を574万5千円とするものでございます。その結果、歳出合計が8億5千212万1千円となるものであります。

歳入に戻ります。システム改修は国の法改正によります改修となっております。その結果、改修費は国の方で国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金として支出することとなっており、3款国庫支出金を148万円増額し、補正後の予算額を2億519万円とし、歳入合計で補正後の予算で8億5千212万1千円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただいま平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についての説明ございました。各委員より質疑を受けたいと思います。何かございませんか。はい、池下委員。

○池下副委員長

全体的に8億5千200万ということで、先ほど説明のあった27年度の予算から見ると2千万ぐらゐの違かなというふうには思うんですけども、実はこの繰入金も、3千550万ってことで、27年度の予算からみると約半分以下になっているんですよ。27年度は7千200万っていうことで推移したんですけど、これは半分以下っていうことになっていますけども、どういったことでこういうふうになったのか。それで大丈夫なのかなっていうふうに心配が逆にあるんですけど。その辺どうなんでしょう。

○前中委員長

課長。

○町民課長

大変申し訳ございません。27年度資料等の比較となりますと、今27年度の資料ちょっと手持ちで持ってないもんですから、後程ご説明させていただくということでよろしいでしょうか。

○池下副委員長

先ほども27年度の国民健康保険事業の特別会計補正予算の概要の中で出ています。これと比較して繰入金が半分以下っていうことになっていますけど。

○町民課長

課長。

○町民課長

申し訳ございません。こちらの専決の方の予算との関係でということで、こちらの方につきましては27年度分につきましては当初見えていた額に加えて、12月段階、また今回段階ということで、12月段階に3千100万程度、今回700万程度の増額という形になっておりますので、全部合わせますと4千万程度の増額となっております。そちらの中で当初見込める金額の方で、やはり3千500万程度ということで、当初予算の中で見込んでおりますので、そちらの方で、今後医療費等の増高がございましたら、また変動もあるかもしれませんが、当初予算の段階では3千500万程度ということで見込んでいるところでございます。

○前中委員長

はい、池下委員。

○池下副委員長

昨年度も多分似たような金額で推移していたと思うんですよ。およそ倍以上になっているということ踏まえたならば、最初からある程度をやはり予算づけをしておいて、その中でカバーしていくというやりの方がベターじゃないかと思うんです。あとで補正を組めば良いというのは確かにわからなくもないんですけど、ある程度かかる部分であれば最初から見込んでおいて、こういった今の時代ですから高齢者も増えてきて、国保だけに限らず、いろんなところに増えていくっていうのはわかるんで、最初から無理な数字じゃなくて、ある程度予算を付けた中でやっていくっていう方が良いと思うんです。

○前中委員長

はい、課長。

○町民課長

副委員長の方から大変心強い御意見ということで承りますが、その最初から繰入等も見たと、予算を組んでどうかという話だと思うんですけど、本来その国保の法定の繰入というのは率がある程度決まっている部分がございますので、そちらで組める範囲で組んでおいてという形の中で、最終的にどうしても医療費の増高等で不足する場合がございますので、そちらの方につきましては町の方の会計に助けていただくといった手法の中で進めていくということで担当の方で考えているところでございます。最初から繰入ありきではないよという形の中で、国保の会計の中で何とかやりくりして、どうしても足りない場合はお願いしたいという形で進んでおりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○前中委員長

よろしいですか。他に、何かございませんか。なければ◎国民健康保険事業広域化に伴うスケジュールについて。提案説明よろしく願いいたします。はい主査。

○町民生活G主査

資料の7ページをご覧ください。平成27年5月に国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立

交付されまして、平成30年度から国保都道府県化いわゆる広域化が施行されることとなりました。

国の説明資料から抜粋によりご説明いたします。本7ページの資料、中段に現行ということで、各市町村で給付費などを見込み、それを賄うための保険料税を設定し、市町村ごとに運営しております。この現行の市町村段階では年齢が高く、医療費水準が高いこと、低所得者が多いこと、小規模保険者が多いといった構造的な課題がございます。こうした課題を改善するために、右に改革後の姿を示しておりますが、平成30年度から現行の市町村単位の運営から都道府県が国保運営に中心的な役割を果たすようになります。あわせて国の財政支援を拡充させることとなります。これは財政が不安定になりがちな小規模保険者が多いという問題の改善のため、国保の財政運営を都道府県単位の拡大することで、小規模保険者の財政運営のリスクを回避しようとするものでございます。新制度の中でも清里町は今までと同様に、資格の管理や特定健康診査等の保健事業や保険税の賦課徴収を行ってまいります。平成30年度から集めた保険税を財源とし、納付金として1度北海道に納め、北海道は給付に必要な費用を清里町に交付することとなります。納付金の額は北海道が定めることとなっており、清里町においては、その納付金額にに応じて、徴収方法や保険税率を定めることとなります。

次の7、8ページをご覧ください。具体的なスケジュールについては、国段階で政省令の制定が進められています。北海道段階では、現在北海道での納付金や保険料、税の算定ルールや国保運営方針の素案の検討作業を進めているところであります。平成29年1月を目途に素案が提示される予定となっております。この素案により標準保険料の算定方式や各市町村が負担する納付金額が示されることとなっております。

清里町では先に補正予算で説明させていただきました。現行システムの改修を平成28年9月中旬までに行い、標準保険料の算定に算定の基礎となるデータを北海道に提供し、北海道は全道の集計を行い11月に試算結果を示します。その後清里町における保険税率の試算と1月に北海道が定めた素案をもとに保険税の内容などを精査しまして、清里町の算定方式や保険税率を平成29年中に決定します。平成30年度より新たな仕組みで運営していくこととなります。

なお、平成30年度以降に清里町が北海道に支払う納付金がどの程度になるかということでございますが、現時点では市町村ごとの医療水準、所得水準を考慮することが決まっている程度で、平成29年1月の素案に示される標準保険料の試算結果を待っている段階でございます。医療費水準を考慮するということは、医療費水準が高い市町村は保険税が高くなり、医療費水準が低い市町村は保険税が低くなるというものでありまして、所得水準の考慮ということですが、これは所得が高い人が多い市町村は保険税が高くなり、所得の低い市町村は保険税が低くなります。算定の元になります。昨年の清里町の医療費が上昇していることから保険税が高くなることも想定されます。検討の段階で御報告と説明を重ねるとともに、広報等により町民の皆様にも情報の提供を行い、御理解をいただきながら進めてまいりたいと思います。以上で説明を終えます。

○前中委員長

ただいま国民健康保険事業広域化に伴うスケジュールということで提案が説明がありました。何か、委員の方で質疑のある方ありませんか。河口委員。

○河口委員

今、最後に説明いただいたように、ここの町がどういう傾向にあるかっていうことは当事者の中で大体の概算があるんだろうと思いますけども、かなり高くなる率は高いんですか。

○前中委員長
課長。

○町民課長

傾向というか担当者の予測っていう程度なんですけど、実際問題現時点で、先ほどの予算の中でもありましたけども保険料の不足がありまして、一般会計から入れていると。その部分を含めましても、ある程度はどの段階で計算した段階で上がってくる可能性はあるというふうに考えております。

○前中委員長

よろしいですか。他に何かございませんか。ちょっと1点だけ。やはりその市町村において国保会計事業ってということで、保健事業はあると思うんですけども、市町村における特色ある事業は、今後広域化になった時にその辺も実施できる事業とできない事業を選択制が発生するという要素はないんでしょうか。

○町民課長

今やっております保健事業ですとか、そういった事業については選択の中である程度出来るんじゃないかというふうに考えております。ただ何て言うんでしょう。本当に清里町が突出したような事業ができるかと言うと、そのへんはある程度の北海道の考えもあるんじゃないかというふうに今考えております。そのあたりにつきましても、今検討がいろいろ進められている部分もありますんで、そちらの方の考えが出てこないとここでお示しする状態にならないかもしれないと考えております。

○前中委員長

よろしいですか。はい町民課、課長。

○町民課長

すいません。最後にちょっと時間いただきます。まず6月の定例会に向けてのお話でございますが、21日から定例会が予定されているところでございますが、町民課関係の提出案件なんですけども、先の4月22日の常任委員会におきまして、税関係の条例の改正の専決処分関係4件説明させていただきました。それと本日説明いたしました特別会計の27年度補正予算に関する専決が2件、それと平成28年度の国民健康保険事業の特別会計の補正予算が1件それと清掃センターの長寿命化工事の請負契約については1件予定しております。ですから承認が6件、議案が2件という形の中で町民課提出する予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○前中委員長

よろしいですか。ご苦労様でした。

○焼酎醸造所長

先程の件、報告させていただきます。

○前中委員長

よろしく申し上げます。

○焼酎醸造所長

樽の部分につきましては54キロリットル。常時20キロぐらいの出荷できるということで備蓄をしている状況になっております。樽につきましては、毎月のように空になればすぐ入れ替えていくという形なものですから、常時20前後のところでは樽の出荷ができるよう在庫につきましては動いていくという形になっております。

○前中委員長

よろしいですか。なにかあります。20キロ分が樽の在庫量と言うことで。

○前中委員長

この添付資料の説明よろしく申し上げます。

○焼酎醸造所長

今皆様のお手元にお配りしました資料なんですがデザイナーの方から情報提供ございまして、この度トッパワードアジアということで、アジアを中心としたデザイナーの中でうちの焼酎のボトルがこの賞の受賞を受けたということで、焼酎工場の方に連絡がございまして、内容をいろいろ確認したんですが、まだ新しい組織の賞ということでございまして、アジアを中心としたデザインの普及を図るという組織の賞ということでございまして、これからアジアを中心にこの賞の部分でデザインを推薦しているというような形になってございます。これは毎月のように賞の審査がございまして、最終的に1年で、その中でさらに最優秀というような形で賞が選ばれるというような形になっているようですが、今のところ、先月の賞の受賞になったということで報告を受けましたので、皆さんの方に情報提供とご報告を申し上げます。

○前中委員長

よろしいですか。はい。ご苦労様でした。

それでは産業建設課より2点ほど協議報告がございまして、よろしく申し上げます。はい課長。

○産業建設課長

それでは本日の産業建設課の案件ですが、まず①番といたしまして、産業建設課所管分の一般会計補正予算専決処分ということで、鳥獣有害鳥獣捕獲に係る予算精査と平成27年の10月に発生しました農地災害復旧費の事業費の一部年度繰越。②といたしまして農業関連事業の実績についてということで、経営所得安定事業と鳥獣被害対策事業の27年度実績について報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

○前中委員長

それでは平成27年度清里町一般会計補正予算、産業建設課所管分専決処分について担当よりよろしく申し上げます。主幹。

○産業振興G主幹

平成27年度専決処分案件についてご説明させていただきます。

議案1ページでございます。5款農林水産業費、2項林業費、2目自然保護対策費、事業名有害鳥獣捕獲処理事業費でございます。こちらにつきましては、平成27年度有害鳥獣駆除手当等にかかる地域づくり総合交付金エソシカ緊急対策事業の事業精査による補助金の件でございます。財源振替により、同補助金を2万円減額し、一般財源を2万円増額するものでございます。当初240頭ということで計画しておりましたが、駆除実績につきましては123頭ということでなっております。

続きまして議案2ページでございます。農地災害復旧事業補助事業にかかる繰越明許でございます。本件農地災害復旧補助事業でございますけれども、平成27年10月8日発生の台風23号による農地災害について、農地復旧工事に対する補助金を交付するものとして事業費の2分の1以内の補助ということで10月補正により予算計上させていただいているところでございます。昨年12月開催の産業福祉常任委員会開催時におきまして、年度内の執行ができなかった案件につきましては、予算の繰越手続きを取らせていただく旨のご説明をさせていただいたところでございます。事業内容につきまして確定しておりますので、ご報告させていただきます。申請件数でございますけれども、計65件となっているところでございます。年度内執行件数につきましては45件のうち概算払いで、件数につきましては5件というところでございます。補助金支払額につきましては、3月31日現在にて733万円でございますので、予算計上額1千88万1千円からの予算額でございます355万1千円につきまして専決処分により繰越するものでございます。繰越件数につきましては、概算払いの件数を含めまして50件になっておりまして、工事完了となっているところでございます。繰越にかかる支払額につきましては201万9千円という状況でございます。

以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただいま平成27年度清里町一般会計補正予算専決処分について説明がございましたけれども何か質問ある方よろしいですか。はい。それでは②農業関連事業の実績についての報告ですけど、よろしくをお願いします。主幹。

○産業振興G主幹

議案3ページでございます。平成27年度農業関連事業の実績についてご説明いたします。ご説明する事業でございますけれども、収支につきまして、町の会計を通らず各団体へ直接支払っている事業でございます。

まず、経営所得安定対策直接支払推進事業でございますけれども、清里町地域農業再生協議会による運営でありまして収入支出ともに133万1千円。主な用途は事務費でございます。次に鳥獣被害防止対策防止総合対策事業でございますが、斜里郡3町鳥獣被害防止対策協議会による運営でありまして清里町関連事業の収入支出ともに181万7千円でございます。主な用途でございますけれども個体数調整のための一斉捕獲ハンターの技術講習会の費用ということでございます。続きまして鳥獣被害防止緊急捕獲等対策推進事業でございますけれども、こちらにつきましては清里町農作物鳥獣被害防止対策協議会による運営でありまして、収入支出ともに100万円主な用途でございますが、捕獲報奨金の上乗せ助成ということでありまして鹿については1頭あたり8千円、キツネでは1千円の上乗せというところでございます。次に経営所得安定対策交付金でございます。これにつま

しては国から直接各農家に支払われるものとなります。内訳でございますが営農継続支払につきましては13億739万9千円。数量払いにつきましては27億6千236万6千円。産地資金につきましては1億8千788万5千円となっております。合計42億5千765万円でございます。農業関連4事業を合計しますと42億6千179万8千円とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただ今農業関連事業の実績について説明ございました。各委員より質問を受けたいと思っておりますけども何かございませんか。よろしいですか。それでは保健福祉課より9点ほど提案説明がございます。よろしくお願いいたします。課長。

○保健福祉課長

保健福祉課からは議案のとおり9件ご協議申し上げるところですが、最後に1件ここにはないんですが口頭でご説明したいのがありますので、ご了承いただきたいと思っております。

○前中委員長

わかりました。

○保健福祉課長

清里保育所におきまして、ただいまノロウイルスの感染のお子さんが出てきているということについて口頭でご説明させていただきたいと思っております。

それでは1点目から順次担当より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○前中委員長

1点目、平成27年度一般会計補正予算専決処分について、説明願います。

○福祉介護G総括主査

それでは、27年度の一般会計の補正予算ということで御説明を申し上げたいと思っております。いずれにつきましても27年度会計の方が閉まっている状況でございます。それぞれこのあと専決ということで、議会の方で上程させていただく予定でございますけれども、決算等々によりまして必要な補正をお話させていただきたいと思うところでございます。

まず歳入ということでございます。議案の方1ページご覧いただければと思っております。こちらの方ですけれども、左側からございますが道支出金、道負担金、そして民生委員道負担金ということでございます。障害者自立支援医療の負担金でございます。障害者につきましては、各状況によりまして医療費の給付が障害者総合支援の制度によりまして行われているところでございます。その実績に基づきまして国50%、それから北海道25%等々の負担の割合が定められてございます。医療の給付実績によりまして、実績額が当初の部分、実行予算等の給付の状況を鑑みまして比較したところ、若干給付が少ないというところに基づきまして、同じく歳入いわゆる負担金を求めていく交付分が減額となる形のものでございます。121万2千772円という実績がございますので、現在予算をとっております181万8千円の差引分で60万6千円の減額を行うというものでございます。財源としまし

ては道の負担金ということで減額させていただきたいとこのように思います。

下段にまいりますけど、同じく道の負担金でございますが、子ども子育て支援の交付金ということで、こちらにつきましても北海道からの給付が実績の状況によりまして精査による減額が生じたというところでございます。収入済みとしまして450万4千円ということでございます。差額の16万4千円の減額をさせていただきたいとこのように考えているところでございます。

下段にまいります。道支出金、道負担金、道交付金ということでございますが、地域づくり総合交付金ということでございます。こちらにつきましても高齢者の暖房費等の事業を実施してございまして、北海道の方にこの交付金を申請してございました。年度末の状況でもちまして交付金の方が認められまして、交付の金額を予算追加するという形のものでございます。事業実績としましては111万円を行ってございます。そのうち、道の基準額としましては100万円が見込まれていると、これの2分の1を交付するというところでございますので50万円を当初は一般財源等で見ておりますけれども、こちらの方振替収入としたいという形のものでございます。

最終下段にまいります。諸収入、雑入、介護報酬収入でございまして、介護老人保健施設の介護報酬でございます。3月までで精査をさせていただいてございましたけれども、最終的に収入等に基づきまして予算額の調整を行わせてもらいたいというものでございます。現計予算が3億469万3千円ということでございましたが、最終的に歳入状況等を確認いたしますと2億9千853万3千859円ということで、この差額分につきまして、千円単位に求めますと612万円を減額して歳入とさせていただきます。このように考えているところでございます。

次裏面の方に参ります。2ページの方に参りますけれども、こちらは歳出の方になってございます。歳出ですけれども民生費、社会福祉費、老人福祉費ということで介護老人保健施設きよさとの指定管理業務委託料ということでございます。業務の実績によりまして、委託料の最終精査ということでございまして、予算に対しましての支出としましては予算額に対しまして912万3千円の減という状況で委託料がまとまっているところでございます。先ほど説明さしあげましたけれども、当然介護報酬収入の関係との連動等がございます。そのことも含めまして、歳出の方も残額が出ているというところでございます。収入とあわせまして差引分を不用額等という形はなくして減額を行っていきたいと、このように考えているところでございます。

27年度の補正ということで、以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただいま平成27年度一般会計の補正予算ということで専決処分について説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思っておりますけど何かございませんか。はい池下委員。

○池下副委員長

2ページの歳出の保健施設きよさとの指定管理業務委託料が912万3千円減額ということなんですけれども、具体的にはどういったことでこういう減額になったのかっていう。入居が少なくてっていうことが理由なんですか。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

支出においては利用者数の増減において、これほど大きな不用額が出ることはございません。これは非常勤の医師の確保であったりとか、そういったところが大きく影響して、それから光熱水費等のところは使用しないで済んだというところで大きく出てございます。

合わせてご説明をさせていただきますが、3月実行時点では歳入歳出合わせて1千568万9千円ほど支出超過ということで御説明させていただきました。今回最終専決による補正では差し引き1千270万7千円の支出超過ということになってございます。収入の1ページをご覧くださいまして、諸収入、雑入の介護保険報酬収入のほかに諸収入、雑入、雑入としてあと300万円ほど収入がございますので、この差し引きではないわけですけども2億9千857万幾らにもう1つ雑入として301万ほどの収入がございます。それとの差し引きということで最終的には1千207万7千748円の支出超過ということでございます。

○前中委員長

よろしいですか。雑入というのはこの中で処理したというふうに捉えて良いんですか。歳入の中で今の説明ですけど。

○保健福祉課長

介護保険収入については、3月実行時点で残り3カ月を最大限努力してもらうということで利用者の見込みを定員72に対して71という高い設定でもって努力をしていただきました。残念ながら及ばなかったということでこういう数字になっています。あわせて雑収入っていうのは、冷蔵庫であったり、テレビの使用料、食事代だとかそういったものでございますが、それについても若干当初予定した額よりも落ちてございます。2万数千円ほどを下回ったところでございますが、それは飲み込めるということで、ここでは計上してないということでございます。ですから、老健きよさとの収入としてはここで減額させていただいています。2億9千857万3千円とここには載っておりませんが、301万円合わせまして、3億158万3千円の収入に対して、支出が3億1千429万2千187円ということで差し引き1千270万ほどの支出超過ということでございます。

○前中委員長

よろしいですか。なければ続きまして平成28年度一般会計補正予算保健福祉課所管分について説明願います。

○福祉介護G総括主査

3ページの方をご覧ください。28年度の補正予算の概要ということでご説明申し上げます。

一番上ですけれども民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で臨時福祉給付金の事業ということでございます。本年度におきまして、国の方から通知がおりていますが昨年度は非課税そして扶養課税者に受けていないという条件等を持ちまして、1人6千円の臨時福祉給付金が実行されたところでございますけれども、本年度につきましては一人3千円という形のものを行うということで通知が下りてきてまして、本町におきましても実施をしていくという部分に伴います予算の計上でございます。給付金の3千円に対しまして600件という形で概ね算出をさせてもらっております。給付金本体につきましては180万円の計上を差し上げたいと考えてございます。また、給付につきましても

臨時職員、事務経費につきましては、国からおりてきている事業でございます。10分の10の交付率ということで、この事業について、充当して執行して欲しいという形でおりにてきてございます。町の持ち出しはございません。その分を含めまして、本町にかかる事務の部分で計上を行う部分が臨時職員それから印刷費、広報費関係の事務経費という形でございます。19万5千円と24万2千円という形でございます。この臨時福祉給付金につきましては223万7千円の合計金額でもって事業執行を行いたいとこのように考えてございます。すべて財源としましては、国庫支出金という形でおりにてきているという形になります。

2段目に参ります。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費こちらの方も同じ臨時給付金であります。若干名称とそれから制度の中身が違います。年金生活者等支援臨時福祉給付金ということでございまして、今回につきましては、この年金の方の対象者が障害年金、それから遺族年金の受給者という形に限定をされてございます。実は、昨年27年度の繰り越しの事業で65歳以上に3万円という給付金を、本町でも5月1日から実施してございます。それと同じような形になりますが、今回のこの給付金のターゲットは先ほど申し上げました遺族年金それから障害年金の受給者という形の限定の中で1人3万円、現在のところ把握している部分では約60件程度の対象者が見込まれるということでございます。こちらにつきましては、給付金の本体3万円×60件ということございまして、180万の予算計上考えています。この事務は先ほど上段で申し上げました臨時福祉給付金の事務と並行作業で行います。ですから事務費等につきましては上の中でのみ込むという形の制度で進めていきたいと考えているところでございます。

3段目に参ります。民生費、社会福祉費、老人福祉費ケアハウス整備事業ということでございます。この後、ケアハウスの関係の説明さしあげる予定でございまして、予算の方が序列で早いということで予算の関係申し上げたいとこのように思います。ケアハウスに係ります設計関係それから地耐力の関係、今回の予算の方で上程させていきたいとこのように考えているところでございます。1つ目は、実施設計の委託業務ということで基本設計の方はこの後御説明差し上げますが、内容等に基づきまして設計関係を進めていきたいと考えてございます。予算としましては3千11万400円という形でございます。それから地耐力ということで、建設予定地につきましての各種調査等を実施しまして、建設に耐えられる確認の調査を行うということでございます。こちらにつきましては359万6千400円ということでございます。委託料という形で計上差し上げたいと思っております。合計しまして3千370万8千円ということでございます。こちらにつきましては一般財源ということで今後対応していきまして、この後議会の方の上程の後、おそらくは7月発注等によりまして工期をもちまして設計の方に入っていきたいという形で考えてございます。

○子ども子育てG主査

次に、子ども子育てグループ所管、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童母子福祉費、児童母子福祉事務事業に係る補正でございます。現在保育所に設置しているコピー機が故障したため更新を行うもので、更新後は、児童母子福祉事務用として管理をいたします。5年間リースの長期契約といたしまして、補正は28年度に使用する期間8か月分の使用料15万3千円の予算計上となっております。以上でございます。

○前中委員長

はい主幹。

○福祉介護G主幹

残り2つの説明をさせていただきます。保健グループ所管の補正予算でございます。まず1点目は4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、診療所特浴給湯ユニット修繕事業146万9千円の補正でございます。現在診療所に設置しております車いすの方でも座ったまま入浴ができる特殊浴槽のお湯を沸かす給湯ユニットが経年使用のため修理が必要となりましたので、補正をするものです。

次に2点目は同じく保健衛生総務費の検査データ蓄積用パソコン更新事業22万7千円の補正でございます。こちらは現在診療所で使用しております各検査データの表示または保存をしておりますパソコンが故障したため、現在は電源を落とすと再起動できなくなったり、またデータの破損のおそれがあり、早急に機器の更新及びデータの移行を行わなくてはならないことから、この度補正をするものです。以上2点について、今後の診療所の安定した運営を行うため補正をしたいと思います。以上で、説明を終わります。

○前中委員長

ただ今平成28年度一般会計補正予算、保健福祉課所管分の民生費で4件、衛生費で2件ほどの提案説明でございます。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。はい、池下委員。

○池下副委員長

まず補正予算に関して3点ほど聞きたいことがあるんですが、年金生活者の支援等で3万円の60件分これはあれですか。申請制度なのかそれとも全員にこちらからってことなんでしょうか。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

後ほど事業につきましては、要綱をもってご説明をする予定になってございますが、これについては、現在繰越明許事業で行っています。臨時福祉給付金と同じく申請を基に給付を行うものでございます。

○前中委員長

よろしいですか。池下委員。

○池下副委員長

国から出るお金だろうから、申請制度でなく町が自発的にしてあげたほうがいいんじゃないのかなというふうには私は思うんですけど。そのへんは町側も考えてやっているだろうなというふうに思いますが、何とか全員に行き渡るようにやっていただければなというふうに思います。

続いてケアハウスの実施設計3千370万8千円っていうふうになっているんですが、後ろの方にもケアハウスに関する事案が載っておりますけども、これは実施設計前にいただいた資料の2月23日にいただいた資料の中の何をベースにしてやって行こうとしているのか。その辺がちょっとはつき

りわからないものですからお聞きしたい。

○前中委員長

はい課長。

○保健福祉課長

年金生活者と支援臨時福祉給付金について御説明いたします。これは国の補助事業でありまして国のメニューに沿ったものでなければ事業として国からの補助金をいただくことはできないということで町独自の考え方で行うとなれば、単独費ということになります。それからこの60名につきましてもおおよその数です。町においては、遺族年金、障害者年金を受給されている方というのが把握できておりません。そもそも非課税の年金でございますので、税務当局でもおさえていないということで、これは全員かというところではない。未知数であろうかというふうに思っております。

それからケアハウスにつきましては5案ほど大まかなレイアウトについて、このような検討をしたところです。その中で、全室南向きで3階建てのということで方向性について御説明をさせていただきました。どちらかといえばA案という形で施設内にての適正な配置ということになりますと、この後も何回も何回も見直しをかけながら効率の良いものをということで今の形になったということでご理解をいただきたいと思っております。

○前中委員長

はい池下委員。

○池下副委員長

最後になりますけども、検査データの蓄積用のパソコン更新事業ということで上がっているんですけど、これクリニックのパソコンの話をされている。

○前中委員長

はい課長。

○保健福祉課長

副委員長おっしゃるとおりでございます。町が診療所に対して備品として提供している検査データビューワーという専用のソフトが入っている、パソコンとしては一般的なパソコンではございますけども、それが故障したということで約束でございますので更新をしていきたいということでございます。

○前中委員長

他に何かございませんか。よろしいですか。それでは③清里町臨時福祉給付金支給事業実施要綱案について説明願います。

○福祉介護G総括主査

4ページをご覧ください。28年度の清里町臨時福祉給付金支給実施要綱案ということでございま

す。こちらにつきましては13条ほどの要綱ということでございます。

目的ですけれども、これまでそうでしたが、臨時福祉金の制度、消費税の引き上げにつきましての所得者層への配慮ということの目的で行うものでございます。

定義といたしましては第2条にもありますけれども、それぞれの給付金ということでございます。町が実施していく形に対しまして、国の補助という形での財源を受けていくということでございます。支給対象者等につきましても記載ということでございます。

第4条の方に参りますが、支給額ということでございますが、今回につきましては、昨年1件につきまして1人6千円というのが、今回3千円となっております。こちらは国の方が、だんだん階段的に金額を落としてというような説明がなされているところでございまして、本年につきましては一人3千円ということでございます。

申請期間につきましては支給開始日を7月の1日からと考えてございます。それが最長でも6カ月ということございまして、本町としましてはこれまでの給付金同様12月末までという形で給付関係を受け付けていきたいと、このように考えてございます。

それから6条にもありますが、申請及支給の形式でございます。申請書によりまして、本人の同意をいただくような形で申請書を受理いたしまして、それに基づきまして各関係、税関係含めての調査、そして支給決定を行うという形になってございます。そしてその決定によりまして、給付につきましては、基本は口座の振替という形で行いますし、また、やむを得ない場合については現金という形で考えている部分が6条に書かれているところでございます。その後、第7条にもありますが代理申請ということで、なかなか記載が難しい方ということで、親権ですとかあと成年後見人等の代理の方が受けられますよと、現在本町でもおきておりますけれども、そういった扱いにつきましては申請とみなすということの中でございます。

6ページに入ります。支給の決定8条関係でありますけれども、調査をいたしまして決定し、通知書をもって通知するという形をとっています。これまでと同様でございます。それによりまして本町としましては、だいたい月2回の支払いペースをもちまして支給決定の通知の後に入金をさせてもらっているという状況で、現在までの給付金の関係を進めさせてもらっております。

それから9条10条等につきましては、9条は広報周知関係の部分でございます。そして10条につきましては周知をし、もろもろの分につきまして期限を過ぎたものはいずれにしましても補助金等の打ち切り等もでございます。12月末を持ってこの事業が終了した後は、この関係は受理ができないという形の部分が10条に記されているというところでございます。そのあと11条では、もし不当利得は返還ということでございます。そして12条では担保等にはいられない、13条ではその他必要な事項は町長が定めるという要綱として実施を行っていきたいとところでございます。

繰り返しますが7月1日からの施行ということで、本町としましては、広報でもこれまでと同じように申請用紙とそれから説明書を7月1日付けの広報で入れさせてもらうという形で考えてございます。合わせて都度いろいろな周知関係を行っていききたいと走っておりますけれども、5月1日からの高齢者向けの給付金、65歳以上のうけてもらっている給付金関係も同様に、期日までは周知関係努めていきたいというふうに考えてございます。

以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただいま清里町臨時福祉給付金支給事業実施要綱案について説明ございました。委員よろしいです

か。

引き続き清里町年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱案について、説明願います。総括主査。

○福祉介護G総括主査

8ページになります。清里町低所得者の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金について実施要綱案でございます。こちらにつきましては、先ほども予算の部分で御説明申し上げましたが、障害年金を受けている方、遺族年金を受けている方で低所得非課税の方、そして扶養等に入っていない方という条件のもとに3万円の給付を行う制度でございます。現在走っています高齢者の65歳以上で同じ要件の方ということで、低所得の方に配慮をすると。今度は、消費税なくしてこれまでの1億総活躍部分で、いろんな賃金の底上げですとかそういった分があった、社会状況影響されにくい方ということで給付を行うという制度のようでございます。

1条ですけれども、目的は今若干触れた部分でございます。定義が2条にありまして、町の方で行っていくということでございます。3条につきましてはこの要綱の給付金の支給関係。そして支給額につきましては、第4条に定義しておりまして、1名に3万円ということでございます。第5条に参りますが、こちらの方につきましては第2項のほうにもございますが、同じように7月1日から行っていくという考えで町のほうではございます。ですから、先ほどの給付金とあわせて2セットで、12月の末まで行っていくという考えで周知をしていきたいと考えているところでございます。9ページの方に参りまして第6条ですけれども、基本的に臨時給付と同様に申請書、それから各種確認できる書類を添付いただいて、その後、税関係につきましては、照会をかけて内容をもって、支給の決定、支給に及ぶという形で進めていきたいという考えでございます。基本的にはさきほど言ったように口座の振替、それからやむを得ない場合の現金給付という2段階でございます。第7条につきましては先ほどもございました代理の申請ということで、代理人関係での申請も可能ということでは記載をさせているわけでございます。10ページに参ります。各支給関係の代理から始まりまして、支給の決定ということになっているところでございます。それぞれ各状況によりまして、決定関係を通知して受領いただくということでございます。9条、10条、広報関係の周知を行う部分の表記、それから期限を過ぎた形のものについては事業終了時のことで受領できないという形の部分の記載となっております。11ページの方に参りまして、11条は不当利得の返還等で虚偽があった場合には、返還等求めていく表記。それから12条につきましては、担保等ができない表記、そして13条は町が定めて事務執行につきましては町長委任というような状況で、13条でまとめられた要綱でございます。

繰り返しますけれども、7月1日から実施で、あわせてこの2号の給付金、12月末までと考えているので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただいま④清里町年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱案についての説明がございましたけれども、各委員よりございませんか。よろしいですか。池下委員。

○池下副委員長

先ほども聞きましたけども、この障害、遺族年金の3万円と先程も付随して3千円の部分と国がやっていることですから、低所得の人にしたら良いことで、私も思うんですけども、一方で第1条の要綱のところに消費税率の引き上げに際して書いてあるんですよ。今回、消費税率ないですよ。上がらないのにやるんですよ。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

今回の1つ目のほうです。清里町臨時福祉金実施要綱で御説明した制度につきましては、消費税率が8%になったことによるものでありますというのが、消費税率は逆進性の問題があります。ですから収入が低い層は消費税率があがると収入層が高い方よりも負担が重いということで、当初国は10%を予定していましたので、10%に上がる際にはそれについての抜本的な対策をとると今検討されています。軽減税率などの抜本的な対策によってそういった逆進性の解消をする。ただ5%から8%になった状態という状況では、そういった対策がとられていないので、収入の低い層については、臨時福祉給付金を持って解決を図るということでありまして、さらに消費税率の10%が伸びることがあれば、この制度はまだ続くやもしれないと押さえております。どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○前中委員長

他に何かございませんか。なければ次に移りたいと思います。⑤小清水赤十字病院透析バスについて、説明お願いいたします。

○福祉介護G総括主査

それでは議案の12ページでございます。まずは、小清水日赤の人工透析のバスということで経過関係から含めて、ご説明を差し上げたいと思います。

12ページ1番でございます。御存じのとおり、腎臓に大きく障害を持った方におかれましては、機械を使った人工透析という形の加療が必要でございます。こういった部分は大きな透析センターという形で、拠点の病院等で実施をおこなわれるという状況でございます。そういった中で本町に一番近い病院は小清水赤十字病院ということでございまして、平成11年に人工透析センターが開設したというところから始まりまして、この斜里郡3町近辺の対応ということで、ここに掲げてありますけれども、高齢化それから通院者の困難な部分での対応ということで、病院側がサービスとしまして送迎バスの運行を始めたのがきっかけでございます。(2)にまいりますけれども、平成12年にはこの利用者の部分に病院サービスでも負担がかかっているということから、清里町の方にも支援がないのかということでの話があったのが平成12年2月ということでございます。町としましても協議して清里町からの透析に通う方の関係の対応としまして、平成13年度から人口透析車の乗務者利用相当分を運行キロ単価で支援を行うという形を、これまで進めてきているところでございます。(3)にまいります。その際にも各患者さんの増減がありまして、平成22年度の際には過去最大という当時12名というのは、人口透析者がいらっしまったという経過もございまして、バスの運行としまし

ても経路等含めて大きく負担になってきているというところから、燃料費等の算定としまして、燃料高騰等もございます。そういった部分の算定の修正を繰り返しながら、27年度までにはこのバスの運行関係の支援としまして、792万ほどの約800万近い支援を経過として行っているというところがございます。昨年ですけれども(4)にまいります、7月に小清水の方の事務部長さんが来町いただきまして、本年平成28年9月30日でバスの運行の方は終わりたいという申し出がございました。理由といたしましては、バスが老朽化している部分、更新にも課題があると。それから、最近の冬季には吹雪ですとか、それからそれに携わってもらう職員関係の確保が変わってきたということで、維持と継続につきましては困難ということが理由でございます。申し入れを受けまして小清水日赤には本町、それから斜里町の透析者のかたがバス等を利用して通っているというところがございますので、斜里町さんとともに運行の継続の関係、それからその他いろんな連絡等もつけまして継続を求めてきたところがございますけれども、向こうとしては廃止については考えることがない、変更はないということで譲らないということで、9月末で終了という方向性で進んでいくところがございます。

2に参りますけれども、本町の人工透析の関係でございます。9名という状況でございます。そのうち7名の方が小清水赤十字病院での人工透析を受けています。そしてこの7名のうち、3名の方が、このバスを利用していくという状況で調査確認を取らせているところがございます。小清水日赤さんのバス廃止の申し出を受けた後に、バス利用者の方につきましては、訪問に伺って、直接聞き取りを差し上げました。その中でも家族、それから本人等が自動車等の送迎によりまして、また自分で運転したくないということによりまして、このバスの部分につきましてはの対応が何とかないのでないかという回答を感触として得た部分もございまして、また、病院のサービスと同等にバスの関係をこれまでと同条件で運行するのは、難しいでしょうねという部分の一定の御理解をいただいた中では対応を訪問等させてもらっているというところがございます。ただ残りの1名につきましては、家族等による送迎も、非常に困難な状況であるといった方で3名のバス利用についての状況関係を把握させてもらっているところがございます。

13ページのほうにもあります。現在清里町につきましては、人口透析等への支援ということで、難病者交通費制度、所得状況階層によりまして、こういったことによりましては、支援を行ってきておりますし、また小清水のバスの関係を出していることも含めて特区上の条件を定めて、それぞれ選択により活動をいただいているというところがございます。

4番ですけれども、今後のバスの終了後によりまして対応案であるということで、これまでの取りまとめを御説明差し上げます。まず基本的にはバスの送迎関係は、医療診療報酬外の病院からのサービスということでございますので、こちらからのお願いに尽きると。ですから最終決定は病院側がお持ちだということ、なかなか辛いところかなとふうに思っています。また一方に患者さんは、こういった状況におきましたら病院を変えるですとか、そういったいろいろな形をとっていただければ、診療という部分では良いですけれども、ただ透析患者さんの状況とかを踏まえまして網走厚生病院、こが病院が透析を行っている実施機関でございます。こういったところへの距離関係は、高齢の方もいらっしゃるしますので、バスへの依存が高いということであれば、なかなかすぐに通院事情を変えていくことは時間がかかるかなと、このように思っているところがございます。

このようなことを踏まえまして、検討を進めるものでございます。(1)としまして現在のバス利用者3名の方は、希望によりですけれども自宅から小清水赤十字などの交通手段の支援検討を行いたいところと考えているところがございます。ただ、他の疾病患者さんもいらっしゃると思いますので、既存

の送迎事業との公平性を保たなければならないことも片やございます。こういうところから利用者負担関係は設定をして3年間ごと緩和措置として行っていくのが良いのではないかとこのところまでは、詰めているというふうにお伝えしておきたいと思います。(2)ですけれども、現在運航中でございますけれども、清里高校それから小清水の交通ターミナルになりますけれども、こちらの高校の通学バスの利用の検討でございます。1日3便現在高校の授業日に合わせて運行を実施してございます。これに人工透析者の方の登場が可能ではないかとこのところから進めていきたいというふうに考えていきたいと思います。また今後このバスが走っている間につきましてはこれからもし、透析等こういった拠点間で移動しなければならない方を含めて、バスの活用を考えていきたいなとこのように思っているところでございます。ただ現在、学業の実施日ということにダイヤがかけられている関係がございます。透析となりましたら当然追加の運行等が出てきます。そういった分につきまして、それからバスの発着、現在は清里高校と小清水ということになっています。こういった部分の考え方などから、利用者が例えばバスではなく、自家用ですとかいろんなほかの手段で行かれることもあるでしょうから、利用実状などを勘案しながら、このダイヤ設定関係を進めていく、経費関係もつめていくことが今後必要になっていくのかなというところで検討を進めていく最中ということで申し上げます。

ページめぐりまして、今後のスケジュールですけれども、先ほども御説明差し上げましたが9月30日でバスが終了してしまうというのでございます。ですから、こういった支援策10月の初日からとして考えていきたいというふうに考えてございます。対象者の需用ですとか、それから最後の調整等が必要ということもございまして。こちらとしましては9月の定例町議会の方での制度説明、それからそれまでは委員会での各種協議等、そして予算も同じく9月でという形で考えておまして、10月からの支援策が必要な時期にスケジュールを合わせていきたいとこのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

図面につきましては15ページございますが、現在のバスルートは高校から16号を通過して、それから小清水に向かってという分でございます。また名前等はふせてございますが、現在利用の3名の方、①②③ということでバスの利用者が下江鷲それから上斜里そして札弦市街にいらっしゃるということで、お示しをさせてもらっていますし、バスのダイヤ等も記載させてもらっています。現在こういった運用の中に、どのくらいに盛り込んで進めていくかということは今後また協議させていただきながら支援策を10月までにまとめて行きたいということでございます。

以上で説明終わります。

○前中委員長

今、小清水赤十字病院透析バスについての説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思ひます。ございませんか。伊藤委員。

○伊藤委員

バス終了後の対応策案なんですけれども、(1)案、これはタクシーということ。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

はい。第1案につきましては、現在透析バスは戸口から戸口までの送迎をしているということで同等の送迎をしたいということでもあります。で3名ということですから、これを行うにあたってはハイヤーを利用したいというふうに考えてございます。

○前中委員長

よろしいですか。ほかに堀川委員。

○堀川委員

斜里町にも患者さんいらっしゃると思うんですけども、斜里町の状況ですとか斜里の斜里町との連携とかっていうのを以前そういう話もされていたと思うんですが、そのへんはどうなんでしょうか。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

斜里町と足並みを揃えてといったところであります。斜里町は案としてはやはり現在、バスを利用している方については急激な交通手段の確保で自ら確保していただきたいというのは中々困難であろうということで、3年間今利用されている方限定で戸口から戸口まで送迎をする。ただ、ワゴンの介護タクシーという名称でおっしゃっておりますが、9名乗りのワゴンを行いたいということで。ただ9名乗りのワゴンですと、斜里町は約倍ほどいらっっしゃいますので、バスを利用される方いらっっしゃいますので今の月、水、金のバスの運行の他に火、木、土で1台の車で送迎可能だという形をとって、3年間自己負担をいただいて戸口から戸口までの送迎をするということで概ね清里町と同じようなスタイルでまいります。

○前中委員長

他に。介護老人保健施設きよさとの管理者について、口頭説明よろしくをお願いします。

○保健福祉課長

老健きよさとの管理者としてお勤めの後藤真先生につきましては、今月30日までの契約ということでございます。前任の西村先生が急病で退任された間、急遽何とかお願いをしたいということで、ちょうど2年間務めていただきました。後任としましては以前老健きよさとの管理者を務めていらっっしゃいました斜里町文光町64番地にお住まいの目黒貞雄先生でございます。先生につきましては昭和10年9月生まれ、現在80歳ということでございます。経歴につきましては皆さんも既に御存じと思いますが弘前大学医学部を卒業され、弘前大学医学部を勤務、その後網走市内の病院、さらには、昭和50年から平成13年まで斜里国保病院にお勤めいただいていると。その後老健きよさとは10年お勤めをいただいているということです。退任に当たっては腰痛ということで退任をされてわけですけども、そちらの方は完治ということでございまして、老健きよさの方で医師を求めているよということであればというお話をしたところ勤めていただけるということでしたので、社会福祉協議会の理事会、評議員会を経まして、6月3日に契約が整ったところでございます。以上です。

○前中委員長

それでは、⑦平成27年度介護老人保健施設きよさとの運営状況について説明願います。課長。

○保健福祉課長

平成27年度の介護老人保健施設きよさとの状況というふうになります。

最初に1の入所者、通所者の利用状況について、表の下の網掛けの平均をご説明いたします。

入所の年間平均は63.3人、短期入所の1日あたり、平均は2.2人に留まっております。表には記載がありませんが、入所と短期入所を合わせた入所部門の合計は65.5人です。右端の欄でございます年間の平均率は、平均入所率は90.9%となっております。

2、入所の状況です。3月末の入所者は69名、そのうち、清里町の入所者が34名です。

3番目、利用者の介護区分でございますが、右端の列平均をご覧ください。介護度平均が2.7、通所の介護度平均が1.9となっております。

4番目の利用者の年齢区分でございますが、入所は平均で86歳。通所は84.2歳となっております。

5番の職員配置ですが、町からの派遣の事務長を除きまして、社会福祉協議会の職員あるいは臨時職員で構成をされておりますが、委託を含めまして、平成28年度当初は約58人の体制で運営を担っております。

6番目の1ヶ月の施設入所料。これは簡易的なものでありますが、固定ということではなく動くものではありますけれど、介護保険の負担段階と介護区分において決定がされます。第1段階から第3段階までは、負担限度額を超える分は、高額介護サービス費これと特定入所者介護サービス費より介護保険がそれぞれ超えた分を負担しますので、ここでは、老健きよさが一旦いただくものですが、実際には今申し上げましたように、高額介護サービス費、それから、特定入所者介護サービス費という介護保険から給付がありまして、実際最終的な負担としては、第1段階であれば介護度が変わらず2万4千円。第2段階であれば、3万7千800円。第3段階は、限度額を超してしまいますので、5万5千200円です。第4段階からはそれを超しますのでこの表のとおりの額となります。さらに下、第4段階の昨年8月から制度改正でありますけれども、現役並みの収入のある人については、介護の自己負担が2割です。この2割になって、かなりの高額になってはいますが、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費により負担額の増減を9万6千900円となっております。以上でございます。

○前中委員長

ただいま平成27年介護老人保健施設きよさと運営状況について説明がございましたけれど、何か質問ございませんか。よろしいですか。

○村島委員

聞きたいんですけど、この配置状況あります栄養士が1名基準で、27年、28年0人ですけど、どうなんでしょうか。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

表現が余り適切ではないというところでお詫びをしなきゃいけません、職員の配置で必要な栄養士であります。栄養士は確保されています。正職員で、管理栄養士を置いてございますが、妊娠し、出産をされまして妊娠休暇から今、育児休業中ということでゼロとなっております。これもありまして介護報酬の加算がとれなくてという収入減にも繋がっているところです。育児休業明けはまだ戻ってくるということですので、ご理解をいただきたいです。

○前中委員長

よろしいですか。田中議長。

○田中議長

休業中は、施設はどうなるの。

○保健福祉課長

栄養士は給食を委託しております日総というところに調理を委託しておりますけど、そこに配置している栄養士をあてるということで、保健所なりの確認指導を受けながらそれで充足しております。

○前中委員長

よろしいですか。はい課長。

○保健福祉課長

解りにくくて申し訳ないのですが、例えば配置基準の数が、准看護師、看護師配置基準6、8に対して、27年度当初6、5、基準を割っているんじゃないかと。表の表現は確かにそうになってございます。配置基準そのものは何人という基準ではなくて、利用者は何人に対して1人置きなさいと。例えば看護師それから介護士、これについては合わせて、3対1という言い方です。ですから定員72名だとすれば満床で24人ですってということです。ただここではその配置基準は3対1をもって満床の数字を入れてありますが、これは実績に対して、3対1がいなければならないということですので、それでいきますと実は看護師、介護士、これは3対1です。その3対1の24人になるわけですけど、それに対して看護師は何人ですかという言い方になると概ね7分の2程度を標準とすると言うかなり曖昧になります。これでいきますと27年の利用者の数からいくと配置基準上は6、3となりまして、下回ることはないということなんで、御理解をいただきたいと思います。以上です。

○前中委員長

何か伊藤委員。

○伊藤委員

看護師・准看護師また介護士いろいろあるんですけども、今言っているその配置基準云々というわ

けではないんですが、配置基準に対しては、とりあえず人数は足りている形になっているわけですが、今現段階で介護員ですとか、介護福祉士ですとか看護師ですとか准看護師ですとかってというのは、募集はされているんですか。

○前中委員長

はい課長。

○保健福祉課長

ハローワークはもちろんのこと、インターネット上にそれからこういったもののエージェントもありまして、そういうのも通じながら募集はしているところです。ここへ来て支度金制度等社会福祉協議会の方を見直し等行いまして、先週聞いたところではハローワークを通じて二人ほど応募があったということで、今後選考してくと。それ以外にもどうも町内の方から御紹介も1人いただいたということで、介護員ですけれどもそれから看護師についても以前エージェントを通じて勤めていただいた方が、そういった派遣の身ではなくて職員としてってということで相手方から連絡があったってことを聞いておりますので、努力が実りつつあるかなというふうに思っています。ただ採用決定の話までいっておりませんので、話題提供ということでお話ししたいと思います。

○前中委員長

はい、伊藤委員。

○伊藤委員

今課長の方から説明あったんですけども、配置基準云々ではないんですが、でも一応配置基準として人は足りている形には数字上なるんだけれども、まだまだ職場環境の改善っていう観点からも人は集めているんだよ。そこは努力していますよっていう認識というか理解でよろしいってことですよ。

○前中委員長

はい、課長。

○保健福祉課長

老健きよさが目指すところは配置基準よりも少し上にありますので、春先に辞めた方もいらっしゃいますし、早急にそこは補充もしなくちゃいけないですし、収支がよければ、多少余剰で抱えるようなことも出来るのが理想だというふうに思っておりますが、今のところ4月以降収支が改善するものというふうに思っておりますので、そういったことも考えながら職員の確保に図っていきたいというふうに思っております。

○前中委員長

よろしいですか。はいそれでは⑧ケアハウス建設工事基本設計について説明願います。

○福祉介護G総括主査

それでは17ページの方の議案と恐れ入ります別冊ということで、A3の方をみながら進めさせて

いければと思います。

まず17ページの議案ですけれども、今回整備概要ということで基本設計に基づきまして、いわゆる建物本体、建屋の部分の概要ということで御説明をさしあげたいと思います。

まず1番としましては概要ですけれども、構造としましてはこれまでもいろんな部分でご覧になっているかと思いますが、コンクリート建ての3階構造ということで考えていきたいというふうになってございます。床面積につきましては後段も説明さしあげますが、3019平米ほどということになります。

まずそれでは、A3の方の1ページになります、配置計画ということで、まず1ですけれども、これまでの選定部分のお話からありますが、保健センターの北側に位置します改良普及センターの間の町有地という形になります。現在子ども農園ですとか、それから管理センターからみると南側という形の一角を、今回ケアハウスの建設地ということで決めていきたいとこのように思うところでございます。配置としましては、右が北側になりまして、上が西そして下が東という、東西に長い形の部分での形で考えているところでございます。全面室が南向き、そして前には駐車場とそれから子ども農園との緑地等見ながらという形の南側に向かって窓が展開する位置ということをさせていただきました。2ページの方に大きい方もありますけど平面計画でございます。

議案の方の17ページでは(3)の各階の概要とあわせて説明をさしあげたいと思います。下から1階の平面、2階の平面ということになってございます。

1階につきましては玄関エントランス、そして若干中央の赤矢印から右側にそれた部分ですけれども、食堂と機能訓練室という形で設けているところでございます。1番東側には、食事等の厨房と食品庫というような形でございます。それから正面入りまして事務室、それから相談室、そして入り口の横には宿直室ということで設けさせてもらっているところでございます。それから宿直室の横には急遽急病人等の静養室、そして北側には機械室という形で設けさせてもらっておりまして、その他物品庫等がございます。1階におきましての居室は11室西側から中央寄りまでという形で南向きに設置を考えているところでございます。上にまいりまして2階の平面にまいります。

2階につきましては共同浴室を2階に持っていくと。あの入り口の関係とそれから浴場という性格上、入口よりは2階に置くという形、それから各種保安上の部分も考慮しますと昨今ではこういった形の方が望ましいという意見も出ておりまして、今回居室から玄関とかではなくして、浴場にいけると2階の設置を考えたところでございます。あわせて混浴ということで、個人で入られるような浴室も設けている形でございます。脱衣場、洗濯乾燥室、リネン庫等を設けまして、そのほか居室としましては、2階は20室。南側向きで設けるという形になっているところでございます。

めくっていただいて3ページ、3階の平面図に参りたいと思います。3階につきましては北側に集会室、それからちょっとしたホールも含めた形は今後ですけれども、こういった集会室等の大きなスペースを設けて、その他共同のトイレ関係、そして居室につきましては19室、そして一番西側にありますけれども居室と同じ形でゲストルームということで親族の方等が来た場合に使っていただけるような1室を設けております。これにつきましてもゲストルームという形ですけれども、居室と全く同じ面積間取りを設けておりまして、例えばモデル希望される方の確認部分にあてられるような形も含めたゲストルームとして同じ間取りで設定をしているというところでございます。

各階には先ほど申し上げました、共同トイレ等設けながら、もちろん居室にトイレ等の設置はございますけれども、そういった形で東西に伸びる施設ということでございますんで、そういった衛生関係の設備も基準によって配置をとということになっているところでございます。

大きい方の4ページめくっていただければと思いますけれども、居室につきましてはこれまでも皆様に御説明させていただいておりますが、最終的には間口としまして幅が4m60、そして奥行きが5m80という形の居室にさせてもらっておりまして、これまでイメージがあるものよりは横に広く、そして1室についての窓が2カ所あるということで採光につきましても、ご覧になってきたようなケアハウスとかよりはゆとりを持った感じにいただけるような配置でないのかなというふうに思っています。

それぞれの各室関係ですとか、エリアの面積等につきましては記載のとおりでございまして、先ほど申し上げましたが3019平米という形の面積を持って行っていきたいということでございます。

最後5ページになりますけれども外観としまして、現在のいろんなコスト面ですとか状況を踏まえた中では、3階建てのこれ南側の立面ですけれども、こういった窓でということで、バルコニーは保安上それから衛生上からも考慮した結果、求めない形を案として考えているところでございます。当然消防等では例えばシェルターですと階段とかいう形につきましては、それぞれ設置をさせていただきますけれども、南正面での窓という形での扱いを案として持っているところでございます。それぞれ中段は東立面、西側の立面そして北側の立面ということで、階段室、エレベーター等の施設の部分で若干の凹凸がでていう形で外観をまとめさせてもらっているところでございます。

17ページの議案の方に戻ります。2の躯体件数の概算ということで、こういった内容で、これまでの概算の事業費ということでお示しをさしあげますけれども、まず躯体そのものということでございます。例えば配置図にもありました駐車場ですとか、その他につきましては含まないということになります。9億5千750万円を概算ということで考えているところでございます。またこちらにつきましても、いろいろと下の状況あるわけですが、最新の情報では消費税が10%では来年ないということもございまして、置き換えさせていただきましたが、8%で7千660万ほどの消費税を見込まれますので、これを合計しますと10億3千410万円ほどという概算ということで、まずはおおよその事業費をお示ししておきたいなというところでございます。

3番目にまいります。事業の今後の予定でございます。先ほど補正予算でも実施設計、それから地耐力調査させていただきお話をお話をさしあげました。こういった形で補正予算、そしてそれに伴います発注関係を行っていききたいというふうに考えてございます。また現在も鋭意精査中でございますけれども、運営形態関係の実施事業者の選定方法、詰めていきたいというふうに考えているところでございます。6月の下旬には、こういった建物建設の事業につきましても、社会福祉施設の整備計画作成提出ということございまして、H29来年度のいわゆる本着工に対しての補助金関係の要望ということで、これを上げていくスケジュールになってございまして、計画書を提出していくと。それによりまして、審議をいただいた後に来年度こういった事業につきましても補助金の関係の内示、そして来年度につきましても本提示をいただきながら進めていきたいという状況にございます。それから9月の時期におきましては、エネルギー利用調査ということで、いろいろなこの施設にかかるランニングコストですとか、そういった部分でのいろんな自然のエネルギー等の活用が可能なのかといったことを調査等かけながら、またそれが非常に効率が良いですとか、そういった導入が可ということであれば盛り込んでいくことへの調査関係を補正しまして上程させていただければというふうに考えてございます。近い状況ということでお伝えをさしあげて説明いたします。

以上です。

○前中委員長

只今、ケアハウス建設工事基本設計について説明がございました。いよいよ提案の中で実施設計の中で、基本的なラインが出てきたんですけど、各委員より質疑を受けたいと思います。何かございませんか。はい河口委員。

○河口委員

いよいよこの実施設計ということで始まるわけですけども、この建物については、それなりの設計通りだと思うです。ただ基本的に、基本の運営形態について詳細をちょっと知りたい。当然50床から始まっているわけですから、その50床の地元と他の市町村だとかそういう率の部分はどこをどう考えているのとか。本当の基本的なスタートの形態っていうやつをもう一度お聞かせいただきたい。

○前中委員長

はい課長。

○保健福祉課長

運営につきましては、公設民営という形をとってまいりたいと思います。御心配されているのは、当然供用開始で満床にはならないだろうというところではないかなと思います。

当然ながらよその施設に伺っても、そこが一番見込むのが難しかったというところでありまして、伺えばたいがい1年ぐらいでは満床になりますよということで聞いております。その間を例えば公設民営、業務委託にしても指定管理施設にしよ、そこを運営者に負担させるということにはならないと思いますので、ここは町の支援が必要になってまいります。それから広域型のこういった施設ですから、基本的に町内外の区別をつけるというわけにはいきませんが、当然ながら、清里町の方が当然優先されると、もともと29であれば地域密着型として、清里町の方しか利用できないよと。それでは経営上効率がよろしくないということで、おおむね50でということプランをつくってきたわけですから、町外の方なんて言いますか、清里町の方入居をされて補完をするといったイメージで御案内いただいて良いんでないかなというふうに思います。

以上です。

○前中委員長

はい、河口委員。

○河口委員

今説明いただいたように、29床以上でなければということで、ここに関するケアハウスについては、各いろんな施設が管内ありますけどもみんな30床という形をずっととってきていると。清里だけが今度は大きく50床というところを選ばれている。それはあくまでも過去の経営形態のアンケートだとかいろんな資料から50床が望ましいところからスタートされているっていう説明を過去にいただいていますけども、この20床増えたという部分の大きな理由はもう1つ何かあるんでしょうか。あくまでも経営上50の方が良いよっていうだけのことなんじゃないでしょうか。他に何か理由ありますか。

○前中委員長

はい、課長。

○保健福祉課長

管内すべて30床ということではございません。北見市においては60床のケアハウスが2つございますし、佐呂間においても50床とそれから小さいのでいけば訓子府に17床、斜里はやすらぎの園。これは完全に特養補完型ではありますけど、20床ということで、定員についてはそれなりにばらけているということです。

50床としたのはやはり経営の安定化というところを考えたものです。おおむね清里町で病床は埋まるものと。その以外を町外からで補間をしていきたいと。職員の配置において1施設に必ず1人設けなくちゃいけないという職員が多くございます。これについては昨年ご説明させていただきましたが、そういうことを考えればある程度の規模がないと経営は厳しいというようなところから50床ということでプランをつくったということでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○河口委員

その50床については各人口比を考えたときに訓子府さん17床。しかしそれは民間の施設があるという。滝上さん、西興部さん、湧別だとかも30床で、人口比からいうと、清里が50床、結構大きい施設になりますねっていうのが実際の考え方で、確かにたくさんあるに超したことはないんですけども、今後維持していくことについて運営上大きい方が良いということと、これから当然費用がかかっていくということ。これは50床でもうスタートしていますから、それについてどうこう言うつもりはありませんけども、ただ当初の要するに自立型、本当に自分で動けるよっていうこととだんだん介護が必要になってきて、その介護施設の認定も受けられるんだろうと思うんですけども、その辺の当初の見込みの時にどういう入所基準からスタートするのかということも、今もうすでに決められていると思うんですけども、そのへんもう一度ちょっと確認させてください。

○前中委員長

はい課長。

○保健福祉課長

このケアハウスにつきましては50床のケアハウスがあって、合わせて介護保険制度においては特定入居者生活介護の指定を受ける。それについては、外部サービス型ということで受けるということで介護サービスも施設が提供する。外部サービスっていうのは、事業所は外部を使いますが、サービスの提供そのものは利用者と施設との間でなされるわけですけども、外部サービス型の特定入居者生活介護といった介護サービスの提供はできるものということで、当初よりご説明をさせていただいています。それで特定入居者生活介護の指定にあたって30程度を見込むということです。ただこれは実績によって30を入れないといけないということではありませんので、施設のプランとしては30ということでおおむね考えております。ですからただ、それは介護が必要になったときに介護サービスを提供していきたいという思いでありまして、当然ながら、本来のケアハウス対象者であります。自炊できない程度の身体能力の低下のある方をベースとして要支援1、2であれば、もう支援サービスがなくてもこの施設であれば十分に生活していけるだろうというふうに感じております。そう

いった方に入居いただいて、その後介護サービスが必要となれば、介護サービスも提供しながら介護度が上がってくるようであれば老健であったり特養であったりの方に住処を移していただくという施設というふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○前中委員長

はい、河口委員。

○河口委員

今の説明の中では、30について、介護があっても受け入れ可能ですという話は。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

介護保険制度上の施設としての認定を受けるにあたって30ということで、ケアハウスという施設と介護サービスは別ものです。いわゆる何て言うんでしょうか、病院でも一緒ですけども、病院の規定と医療保険の適用を受けるのは別ものなんですね。ですから、自由診療だけでやっている病院も美容整形みたいなところもあるわけです。医療保険の適用を受けないと。このケアハウスについては、ベースは本来のケアハウスの対象者が入居できるよう、さらに介護が必要になったときには、介護サービスの提供をする。それには、施設入所生活環境施設だよという認定を北海道からもらわないと。それについては、やはり30を目途に認定をいただいております。

○前中委員長

河口委員。

○河口委員

今の説明は、その辺はどういうふうにうまく拡大解釈しながら利用するのかっていうことだと思うんですが、30で特定介護で認可を受けますよということは、当然その中に必要とされる人が入居できる基準にはある、その施設として受け入れするしないは別として30については、そういう人たちを受け入れできる施設ですよということでスタートですよ。受け入れる、受け入れないは、その事業者によるけれども、道の審査では、受け入れるよという形でスタートしますよという説明だったと思うんですけども、その辺をもう一度確認したい。

○前中委員長

はい。課長。

○保健福祉課長

あの以前視察いただいたアニスティ深川においても同様な考え方です。特定介護保険制度の適用を受ける方は、そんなにいらっやらない。構えはあるよ。ということそういう御理解をいただきたい。ただ、最初は認定を受けておかなければ介護サービス適用できませんので御理解をいただきたいと思

います。

○前中委員長

河口委員。

○河口委員

そのへん十分理解しているつもりなんですけども。ただ今の要支援1～介護1・2ですか。ヘルパーさんが在宅で見られているのは60名近くいらっしゃるということで聞いています。それには直近の数字がありませんけども、その中で施設に入りたいよと言った時に介護1でした。その辺の時に、受入れはどう考えられているんでしょうか。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

そもそもが、介護保険施設であると、介護は常時必要な方ということではありません。前から申し上げているようにあくまでもケアハウスとして考えています。ですから、そういった方たちを対象にと思うんですが、ただ必要となれば介護サービスの提供というふうに考えておりますし、要支援1～2程度であれば支援サービスも多分いらぬ。無駄なお金も使わないで、入居できるのかな、それから当然ながら一度これを言ってしまうと、介護保険を受けるために入ると話になってしまうと、施設の生活が困るわけですが、介護保険の適用を向けているから排除するということではないので、それは誤解の無いようにして意見をいただきたいと思います。あくまでも、やはり本来のケアハウスの利用者さん、その延長にはそういう方もいらっしゃるということで御理解をいただきたい。

○河口委員

先ほど、当初は満床にならないでしようという話の中で、今ぜひ入りたい。でも、この人は介護1であるいは介護2。この時どうして入れないんでしょうかという方については、どう説明されるんでしょう。

○前中委員長

はい、課長。

○保健福祉課長

もちろんその介護度に応じるわけです。ですから、介護1であっても実はものすごい幅があります。なかなか見る機会ではなくて、理解しにくいと思いますけれども、わずかな見守りであれば、自立して生活できる人の住宅等の施設を建てたいということでスタートしておりますので、そのバリエーションとしての介護保険制度もあるわけなんですけども、そこは誤解がないようにいただきたい。

○前中委員長

入居基準に関しては、やはりそれなりのチームというかケアマネジャー交えた中での審査なり、今

後ケアハウスに関しても入居基準に対してはあり得るって事で理解して良いんですよね。今、入居者に対する選定の中で、今の河口委員の中で。

○保健福祉課長

ケアマネジャーが選定するってことはないですね、あくまでも施設ですけども、当然ながら利用される方については、ケアマネジャーという言い方は正しくないですね、地域包括支援センターとしては、介護認定があってもなくても高齢者の包括的な支援をするというセクションですから、当然相談に乗っていくし、交通整理をしていかなければ、今は入り口のところで、用意ドンでは当然ある程度満床まで時間がいりますという話とある一方で満床になってきた時、介護度が上がってきたときに、地域包括支援センターなりの調整の中で、他の施設への移り住むことは当然調整がかかってもらうと考えています。

○前中委員長

池下委員。

○池下副委員長

入所に関していろいろと意見があると思います。町民の方が気になっているのはそういう面もあるのかもしれないけど、入居費用に関して、考えている方も数多くおられますので、でき上がるのは時間もありますけど、今後どういうふうに、町としては考えているのか。

○前中委員長

はい、課長。

○保健福祉課長

建物の入居費用に係るといところで、建物の建築費用は大きく影響するわけです。そこを考えながら、3000平米にこだわって、なるべく効率良くということで、十分な機能を満たしながらといところでこの形になりました。ですから建築費は大変重要です。

ただ一方で基本設計上では、平米単価を32万5千円とし、実施設計するにあたっては、さらに効率的な設計を求めていきたいと思っていますし、思ったより高額になれば、加藤委員から以前ご意見をいただきましたけれども、清里町の方にあっては、支援を考えていく。そういったことも必要だと考えておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

○前中委員長

よろしいですか。ほかに。はい、加藤委員。

○加藤委員

入居する時点の心配もあるんですけど、まずは出来上がるまでの心配が、当初計画では7億ぐらいからスタートしてきたような気もするんですが、実際今10億という数値が出て、ここに外構工事が入ってないと。なお且つでき上がると備品問題があると。そしてなお且つ、9月の時点で施設のエネルギーの効率化を図るための補正予算。この辺温泉熱やソーラーいろんなことが想像できるわけです

が、これ、現時点で大まかに備品まで入れて最終的にでき上がるとしたら、本来の数字に膨れ上がるのかなと、どうですか。

○前中委員長

はい課長。

○保健福祉課長

今現時点では何ともまだ申し上げられないところなんです、ただ利用者負担というところでは、この建築費以外のところは、求められないことになっています。ですから逆に町民の皆さんには、その分町の負担だということで御理解をいただかないといけないという事実でございますので、これにつきましては概算早々にいたしてまいりたいなというふうに思っておりますのでよろしく御理解いただきたいと思います。

○前中委員長

加藤委員。

○加藤委員

いつも公共事業を整備するにあたって本体工事10億ですよと言いながら、外構工事の問題。そして備品の問題。ここに出ているようにエネルギー問題。

こういう問題は、利用者負担は、本体工事のみで行くから良いんだじゃなくてやっぱり最終的に必要だからやるんですけども、結果的に本体工事やったから外構工事やらなきゃならない、これもやらなきゃならない。どんどんどんの総額が上がっていくやり方という部分で、本当にそれが適正なのかと十分に考えた中で、前に進んで。補正、できたから外構工事、次年度こうですじゃなくて、当初から総額でいくと、最終的に1億はるかに超えて、12億超えるのか、超えないのか。そのうち本体工事の何割が補助金と過疎債でいくと、後の部分はほとんど一般会計持ち出しになっちゃうわけですから。そういうものを踏まえ、本体工事で何ぼかかるよという話ではないわけですから、そういう意味では本当に町民の皆さんに最終的にどこまでの一般財源で、この事業を展開していくんだよと、そういう中で本当に皆さんに理解ができて、そして入所する人にも理解をしてもらって運営がスムーズに行く。

一番大きなのは、建てるまでの経費を削減することも同時に、非常に大きな問題であるスタッフのあり方、運営がこれから具体的にどこにしていけるのか。非常に大きな問題、少なくとも準備期間は非常に大切なんで、本来工事が始まる時にはきちっとした受け皿とスタッフの半分ぐらいは、どういう目途と方法であるのか。これらも忘れずに進めていっていただきたいと思います。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

加藤委員おっしゃるとおりのことでございますので今後スケジュールの方、巻き返ししながら進めてまいりたいと思います。

○前中委員長

他に何かございませんか。

それでは◎診療所の光熱費等の減免について。提案説明よろしくお願いたします。

○保健福祉課長

清里クリニックについてでございますが、清里クリニックより、経営状況についてお話がありました。

昨年5月より清里クリニック齋藤浩記先生、個人の病院としてスタートしてございますけれども、伺うところでは、暦年6千万円の赤字となりましたということです。今年1月から12月までが決算期間でありますけれども、今年に入っても赤字が続いているということです。ただ1年目の赤字は覚悟の上、2年目は何とか黒字化。3年後には本格的に黒字化に持っていきたいということで、現状で推移をすれば構わないということで、収支改善対策について説明がありました。

対応につきましては、新たに副院長を求めるということで4月下旬からは宮下先生が赴任されていらっしゃる。それから診療科に務めていらっしゃる職員についての整理をするということで21名を14名に7名ほどの減をする。それから清掃委託は委託業務からは自主清掃に切りかえていく。緑・札弦地区のワゴン車については、訪問診療で対応していく。ワゴン車については、一方的なコストカットということではなく、運行上の法制的な面での懸念ということもあるとおっしゃっていました。収入の方の改善としては、午後の外来診療を訪問診療に切りかえていくと。通えない方のところに出かけていくんだとのこと。それから病床19床のショートステイメインでの活用でありますけど、これの稼働率を上げていくということでお話があり、清里町に対して協力を願いたいということでございました。それを受けまして、今年度につきまして診療所の使用にあたって負担いただいております電気、水道、下水道、燃料、電気保安協会や受水槽、清掃業務等の委託料。こういった部分の把握できるものは病院支払、料の把握できない物は按分によりいただいているところですが、これについて年度内の減免をしたいと。住宅については、医師、職員、医療系職員ということで3棟をお貸ししております。1つは敷地内にある医師住宅であり、もう1つは、16号沿いにある旧医師住宅。もう1つは若干北側によりますけど二階建ての住宅、3棟お貸ししております。そのうち医師住宅として利用されているものについては、現在は1棟敷地内ですけれども、それについての年度内の使用料の免除をしていきたい。それから宮下先生が赴任され、現在は町内の民間の賃貸住宅をご利用されていますが、遠いということもありまして、もう1棟できれば敷地内に住宅があればというお話もありました。町としてはそれについても、今の時代診療所を1人の医師で賄うということは、なかなか難しい状況にありますので、やはり非常勤の医師が寝泊りするところが必要になります。ですから医師住宅は2棟必要ではないかなというふうに考えておりますけど、7月より老健の医師が交代しまして、当面使う予定がございませんので、そちらについても利用をしていただくということで考えております。具体的に減免ということになりますと、平成28年度雑収入の中で、電気、水道料とさらに雑入ということで、2つに分かれておりますが、あわせて462万3千円ほどの収入を見込んであります。既に4月分いただきました、37万6千円についてはいただいた上で、残り11ヶ月援助をしては如何と考えております。それを差し引きますと424万7千円ほど、収入の減ということで、これにつきましては使用量、単価の変動がありますので、実際に幾ら減免なのかは、1年間経過をしてみないとわからない。それから住宅につきましては、医師住宅は月額1万1千160円の家賃にございますので、既に2カ月分いただきました。11万円ほどの免除とさらにもう1つ利用するという

ことでは、その分もということで考えてございます。以上でございます。

○前中委員長

ただいま、診療所の光熱水費等の減免について説明ございましたけども、各委員より、ございませんか。いいですか。よろしいですか。

○保健福祉課長

すいません、補正は実行で減額収入となりますので、頑張ると言っていますので、月々結果推移見ていこうと思いますので、よろしく願いいたします。

○前中委員長

⑩番目

○保健福祉課長

清里保育所で6月10日金曜日ですね。ノロウイルスによる感染性胃腸炎と診断をされた児童が1名、確認されました。

ノロウイルスと診断されたお子さんの関係ですけれども前日の木曜日に保育所内で嘔吐と下痢の症状がありましたので、親御さんに連絡をしてお迎えをいただき、そのまま網走厚生病院を受診されたところ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎ということで、診断がありそのまま入院をされたということです。このお子さんは木曜日、金曜日泊まって、土曜日には退院をされています。今日の月曜日については登園をして良いということでお医者さんからお話があったんですけども、親御さんが大事をとって休ませたというふうな状況になっています。

保育所全体の状況なんですけれども、先々週の3日の金曜日になりますが、下痢と嘔吐のために病院受診した児童がいらっしゃいました。胃腸炎という時点での診断は無かった。週が明け6日になりますけれども、下痢・嘔吐による体調不良の児童と保育士も発生し、胃腸炎と診断されるものが出てまいりました。それを受けて水曜日時点では、まだ感染性胃腸炎という言葉はどこに出てはいませんが、感染性胃腸炎が発生したという前提で対応をとりなさいという指示をしました。具体的にどうということかと言うと、通常も日に4回、アルコールではなくてノロウイルスに効果がある、自亜塩素酸ナトリウムと言うハイターとかブリーチとかの成分です。アルコールは効果がないんですが、日に4回保育士において消毒をしていますが、濃度を上げて日に5回実施するという対応とておりました。10日になりましてノロウイルスによる感染性胃腸炎という診断が出ました。その時点で胃腸炎としての診断が他に10名いらしたので、この場合は厚生労働省の規定に基づいて、感染性胃腸炎と想像される業者が、施設の利用者の2分の1あるいは10名以上になった場合は、保健所に報告しなさいという規定がありますので、すぐさま報告をいたしました。その後、当日のうちに調査等をして帰っております。

現在の動向であります、3日から症状が出はじめて、もう既に回復して登園をしているお子さんもいらっしゃいましたが、胃腸炎と診断された方のトータルとしては、10名。10日のタイミングで休んでいらっしゃる方は7名。そういう状況でありました。もう既に木曜日時点では、感染性ということで具体的には使っていませんけども胃腸炎ということでノロだとかの注意書、それからその時点では、水曜日で7名の症状を訴える方がいたので7名出ていますよということで、お手紙を持たせ

る。10日には、ノロウイルスと診断された方がでていますよということで、手紙とそれからノロウイルスとはどういうものか、それから登園の目安。もう一方で自宅での消毒であったりとかの手助けになるように、北海道が出しています資料を保健師から提供させまして、全員のお宅に届けるというような対応をとっています。週が明けまして、今日現在では、10日の日に休んでいた7名の方のうち退院した方ですが、大事をとって1人休んでおります。お1人がまだ、お腹がゆるいということで。残り5名の児童は、登園されています。ですが一方で、新たに1名が、胃腸炎という診断。それから6名が下痢嘔吐の診断があるということで7名、疑わしい症状は続いているという状況にあります。徹底した消毒を行ってございますので、今後は収束に向かうのではないかなというふうに考えておまして、ノロは潜伏期間が12時間から48時間で通常3日以内に回復されるということなんです。潜伏期間も入れて感染をすると5日ぐらい経つと何とか回復されるものですから、1サイクルかかってしまうのかなと考えております。恐らく北海道は新聞の方に公表をしますので、明日あたりの新聞には当然ながら保育所名だとか清里町名は出ませんけれど、管内のノロ感染がありましたということで新聞報道もなされるのではないかなと考えております。ご報告をいたします。

○前中委員長

今説明ございましたけども何かございますか。よろしいですか。全体として何かあれば。

○池下副委員長

さっき聞き漏らしたんですけど人工透析の話で、今現在7名が、小清水日赤に行っていて3名が、バスで通っているという話の中で今後3名の方は希望により自宅から小清水まで、送るということですが、そのほかの方に対する支援というのは考えてないですか。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

今、戸口から戸口までの送迎というのは、病院であればこそ出来る優遇された措置でありまして、なかなか行政としてはそこまで難しい中、いきなり患者さん自ら解決策をすぐに見つけるには難しいということでの経過措置ということで考えておりますので、その3名の透析を受けている方、今後透析を受けられる方については、スクールバスの活用を考えていくと。ほかの交通機関が小清水まで通うとなるとかなり不便でありますので、それをもって対応していきたいと考えております。

○前中委員長

よろしいですか。それでは良いですね。ご苦労様でございました。

○前中委員長

それでは大きな2、意見書の検討について。提案説明お願いいたします。

○議会事務局主査

それでは2番目の意見書の提出について産業福祉所管の意見書が1件提出されておりますのでご

説明いたします。

黄色の表紙の意見書の検討についての1ページをお開きください。産業福祉所管の1件の意見書につきましては、清里地区連合会長代行副会長の大場悟氏より持参提出をされているものです。語尾等を修正したもので説明いたしますので、5ページをお開きください。

平成28年度北海道地方最低賃金改正等に関する意見書でございます。主な内容といたしましては、北海道の最低賃金が、現在764円全国平均が798円でございますが、雇用戦略対話における全国最低の800円確保というところにまだ到達をしていないという状況の中、北海道最低賃金の改正にあたり、3項目の措置を講ずるよう要望がございまして、1、雇用戦略対話合意に基づき早期に800円を確保し、平成32年までに全国平均1千円に到達することができるよう平成27年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分に尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現について最低賃金を大幅に引き上げること。2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給882円を下回らないよう適切な水準を確保すること。3、最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

以上ですが、6月定例会に委員名での意見書の提出また、内容のご協議をよろしく願いいたします。

○前中委員長

説明がございました。北海道最低賃金改正等に関する意見書について。皆さんで審議したいと思っておりますけれども、よろしいですか。よろしいですね。

それでは大きな3、次回委員会の開催について。よろしく願いいたします。

○議会事務局長

未定でございます。

○前中委員長

その他何かございませんか。なければ第7回産業福祉常任委員会を閉じたいと思いますご苦労様でした。

○前中委員長

2. 次回の委員会の開催について。局長。

○議会事務局長

次回の委員会につきましては、未定でございます。

○前中委員長

3. その他、委員の方でその他ございませんでしょうか。
無ければ、事務局から。

○議会事務局長

ございません。

●閉会の宣告

○前中委員長

それでは、第7回産業福祉常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

(閉会 午後 3時20分)